

会費規程

第1章 会員

正会員（個人）	年額	8,000円
（シニア）	年額	5,000円
（現役を引退した60歳以上の個人会員）		
学生会員	年額	5,000円
賛助会員 法人	年額	80,000円
個人シニア	年額	2,000円/1口
（1口以上を申し込む）		
公益会員A	年額	30,000円
公益会員B	年額	20,000円

入会の承認を得た会員はただちに当該年度の会費を納めなければならない。

但し、名誉会員はその限りではない。

注) シニア会員は自己申告のあった会員とする

この規程は、平成22年7月30日から施行する。